

3

特殊健康診断

1 概 要

特殊健康診断は、特定の有害業務に従事する労働者を対象に、労働安全衛生法及びじん肺法に基づき実施が義務づけられている検査項目を基本としている。

1] 目 的

有害作業因子による健康被害（職業病）の早期発見と対処

2] 健診内容

労働安全衛生法及びじん肺法に基づく検査項目を基本に実施

3] 判定方法

判定区分は「所見あり」「所見なし」の2区分とした。

「所見あり」には既往歴あり、自他覚症状あり、検査所見が含まれる。

最終判定は、事業場の産業医が作業環境等を含めて総合的に判断する。

2 実施状況

	受診団体数	受診者数	判定区分		
			所見なし	所見あり	
法定項目	じん肺	49	543	453	90
	有機溶剤	104	3,669	3,388	281
	鉛	16	512	497	15
	石綿	15	136	104	32
	電離放射線	28	1,704	1,141	563
	特定化学物質	92	3,947	3,653	294
行政指導項目	VDT	23	980	546	434
	騒音	46	1,197	807	390
	有害光線	19	846	715	131
	引き金取扱従事者	11	189	24	165
	レーザー光線	3	75	58	17
	振動	17	143	20	123
総 数		13,941	11,406	2,535	

特定化学物質障害予防規則等が次の通り一部改正された。

- ①3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン（略称MOCA）に係る特殊健康診断の項目に、膀胱がんなどを予防・早期発見するための項目を追加すること等を内容とする、「特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第8号）」が平成29年2月16日に公布され、平成29年4月1日より施行・適用された。
- ②三酸化ニアンチモンに係る労働者の健康障害防止対策を強化すること等を内容とする、「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第60号）」及び「特定化学物質障害予防規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第60号）」がそれぞれ平成29年4月27日に公布され、平成29年6月1日より施行・適用された。